

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年十一月六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十一月六日

埼玉県越谷県土整備事務所長 細 田 哲 也

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 三郷松伏線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
三郷市高州一丁目一七八番二地先 から三郷市高州一丁目五九二番地 先		区 間
一〇・〇〇〇 一七・二二〇	六・四二〇 九・二二〇	敷地の幅員 (メートル)
一三〇・八〇		延長 (メートル)
		備 考